

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

0120-506081

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後6時 土曜日：午前9時～午後5時
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



お知らせ

「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。
●郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)や
ご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 詳細はP14をご確認ください。

ご利用時間 月～土曜日：午前8時～午後11時45分 日曜日：午前8時～午後8時
(祝日・12/31～1/3を除く)

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。
「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。



ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索

外貨でふやして「のこす」「つかう」を
バランスよく準備したいお客さまへ

ふるは〜と
ロード global III
グローバル

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)II型
5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険(一時払い)(24)

商品紹介動画
で簡単に短時間で
商品のポイントをご理解いただけます!

コチラへ



大切なご家族・将来のご自身へ
様々な想いをお届けいただける
指定通貨建一時払終身保険です。



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

※ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨(米ドルまたは豪ドル)のことを「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。指定通貨はご契約後変更できません。

● 2つのプランから選べる指定通貨建一時払終身保険です。

健康告知なしプラン

▶ P3-4

健康状態の告知なし(職業のみの告知)で、**ご契約2年後**から指定通貨建でふやしてのこせます。

職業のみの告知

一時払保険料

↑

ご契約から2年経過後死亡保険金が増加

↑

死亡保険金

3つの健康告知プラン

▶ P5-6

3つの健康状態の告知で、**ご契約後からすぐ**に指定通貨建でふやしてのこせます。

3つの健康告知

一時払保険料

↑

ご契約後すぐに死亡保険金が充実

↑

死亡保険金

詳細 ▶ 保険金額等はプランにより異なります。詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

● のこす・つかう資金をご準備いただけます。

のこせたい人へのこせす。

- あらかじめ**指定した受取人**に、のこせたい**金額を指定して**のこせます。
- 原則、遺産分割協議の対象外となり(*1)、**請求手続きから原則5営業日以内にお支払い**(*2)しますので、スムーズに現金化できます。

のこせる

生命保険金の相続税非課税枠をご活用いただけます。

! 記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

本商品の死亡保険金受取人の指定可能範囲

※被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等内の親族」

生命保険金の相続税非課税枠

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

※ただし、契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が相続人の場合

所定の要介護状態になられた場合、**死亡保険金の全部または一部にかえて重度介護前払保険金を受け取ることもできます。** ※重度介護前払特約を付加した場合

▶ P9-10

つかえる

▶ P7-8

将来、お金が必要になったら**ご自由にお使いいただけます。**

ライフプランにあわせ、将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。

解約返戻金は、一括で受け取る方法と、必要な金額を一部解約(減額)して受け取る方法があります。

(*1) 生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議(遺産分割にかかる相続人同士の話し合い)の対象外とされています。ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。

(*2) 完備された請求書類が住友生命に到着した日のお支払いします。ただし、死亡保険金などをお調査が必要な場合はこの限りではありません。・約款」の「死亡保険金などのご請求手続きの流れ」をご確認ください。

! ●解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。詳細はP11・12「リスクについて」をご確認ください。

健康告知なしプラン

健康状態の告知なし(職業のみの告知)で、**ご契約2年後から**ふやしてのこせます。

のこす

ご契約から2年間

- ご契約当初2年間の**死亡保険金**を抑えています。
- 死亡保険金**は一時払保険料の円換算額または円貨払込額を最低保証します。
※初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合
- 災害死亡保険金**(交通事故などでお亡くなりになった場合)は、基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。

2年経過以後

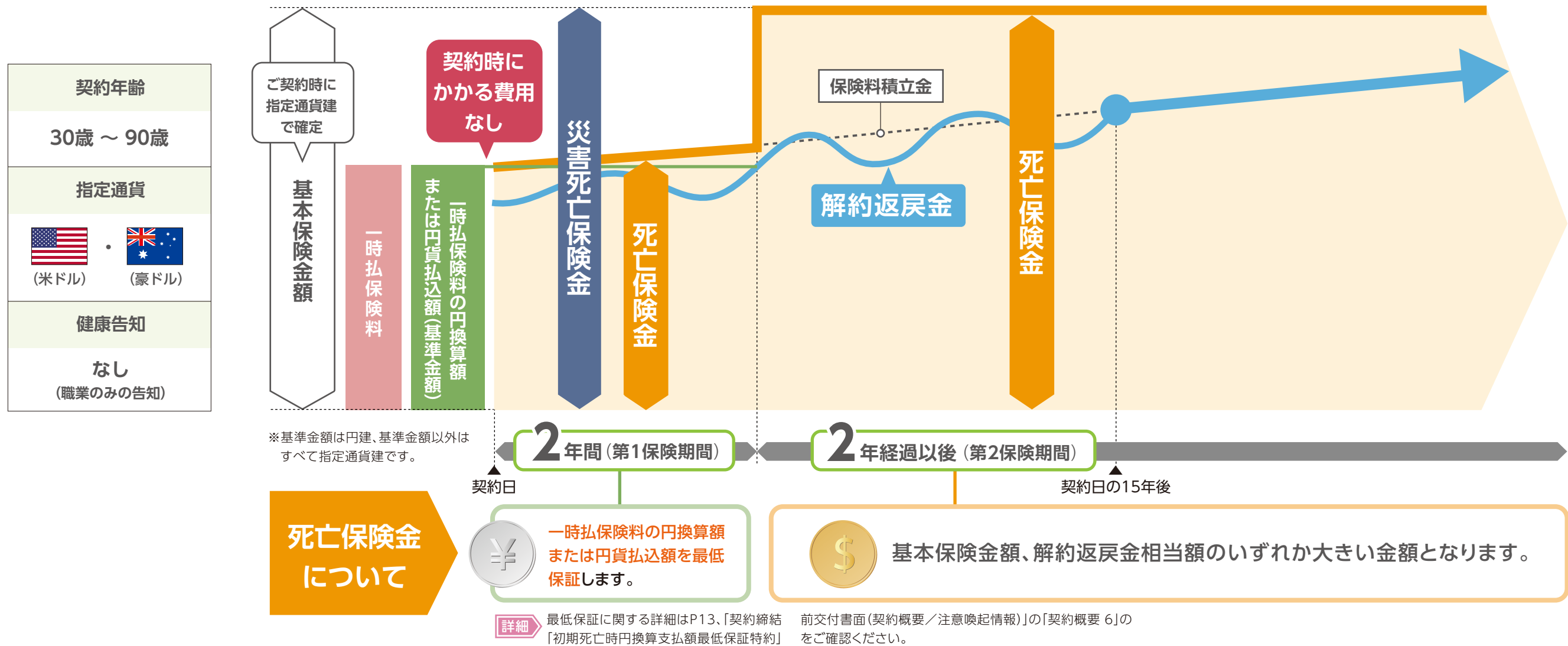
- 死亡保険金**は、基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。
- 所定の要介護状態になられた場合、**重度介護前払保険金**を受け取ることもできます。
※重度介護前払特約を付加した場合 ▶ P9・10

つかう

15年経過以後

- 15年経過以後の**解約返戻金**は、ご契約時に指定通貨建で確定します。
※契約後15年間の解約返戻金は金利状況によって変動します(市場価格調整を適用します)。
つかうしくみの詳細 ▶ P7・8

■しくみ図(イメージ)【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】



●基準金額以外は指定通貨建です。(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。また、市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあり、**それぞれ損失が生じるおそれがあります**。詳細はP11・12「リスクについて」をご確認ください。

●ご契約から2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金のお支払いについて、**基準金額の最低保証はありません**。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。

3つの健康告知プラン

3つの健康状態の告知をいただくことで、ご契約後からすぐにふやしてのこせます。

告知項目は**3**つ。すべて「**いいえ**」なら、お申し込みいただけます。

- ① 過去5年以内に、病気で継続して7日以上入院したことがある。 いいえ
- ② 過去5年以内に、がん(*)または肝硬変で「医師の診察・検査・投薬・治療」のいずれかをうけたことがある。 いいえ
(*)がんには、上皮内がん、白血病、悪性リンパ腫、肉腫、悪性腫瘍、悪性新生物、骨髄異形成症候群、子宮頸部・膣部・外陰部・肛門部の中等度または高度異形成、子宮内膜異型増殖症、カルチノイド、悪性GIST(消化管間質腫瘍)、ポーエン病、パジェット病を含みます。
- ③ 現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)をうけたことがある。 いいえ

告知項目について、ご不明な点がある場合は、 **0120-767225**
 お客さまご自身で右記のフリーダイヤルまでご照会ください。
[受付時間/午前9時~午後5時(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)]

⚠ 告知項目に該当しない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

このこす

ご契約以後

- **死亡保険金** はご契約当初から一時払保険料を上回ります。
- ご契約から2年経過後、所定の要介護状態になられた場合、重度介護前払保険金を受け取ることもできます。

※重度介護前払特約を付加した場合 ▶ P9-10

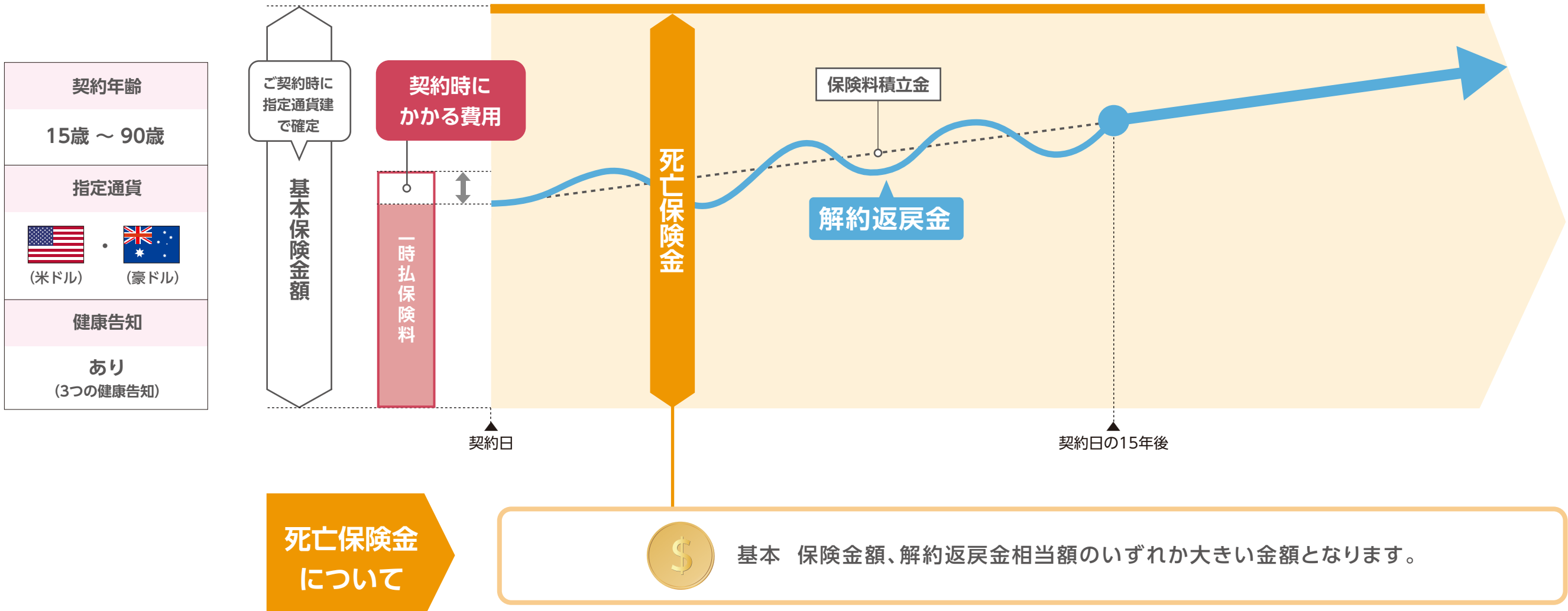
つかう

● 15年経過以後の**解約返戻金**は、ご契約時に**指定通貨建**で確定します。

※契約後15年間の解約返戻金は金利状況場価格調整を適用します。

つかうしぐみの詳細 ▶ P7-8

しくみ図(イメージ)



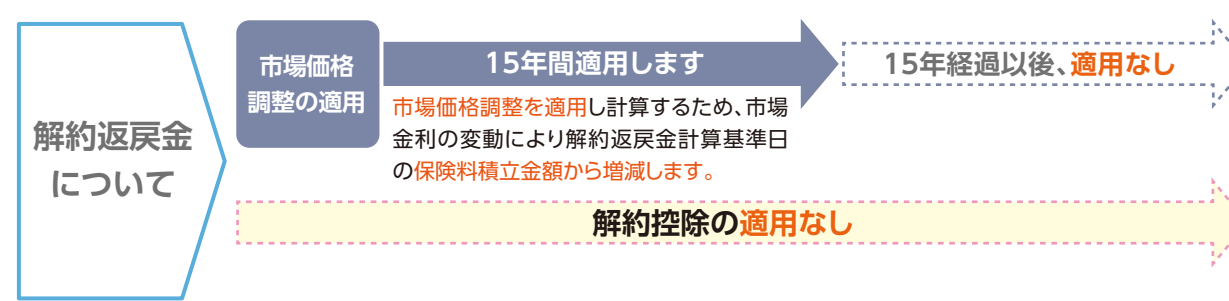
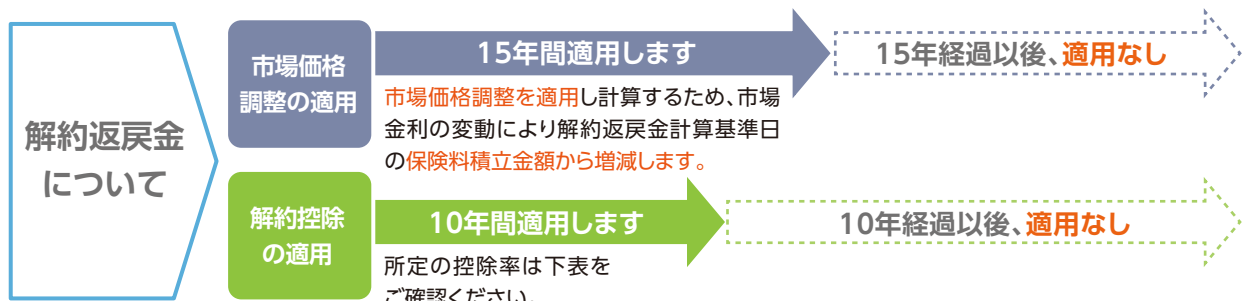
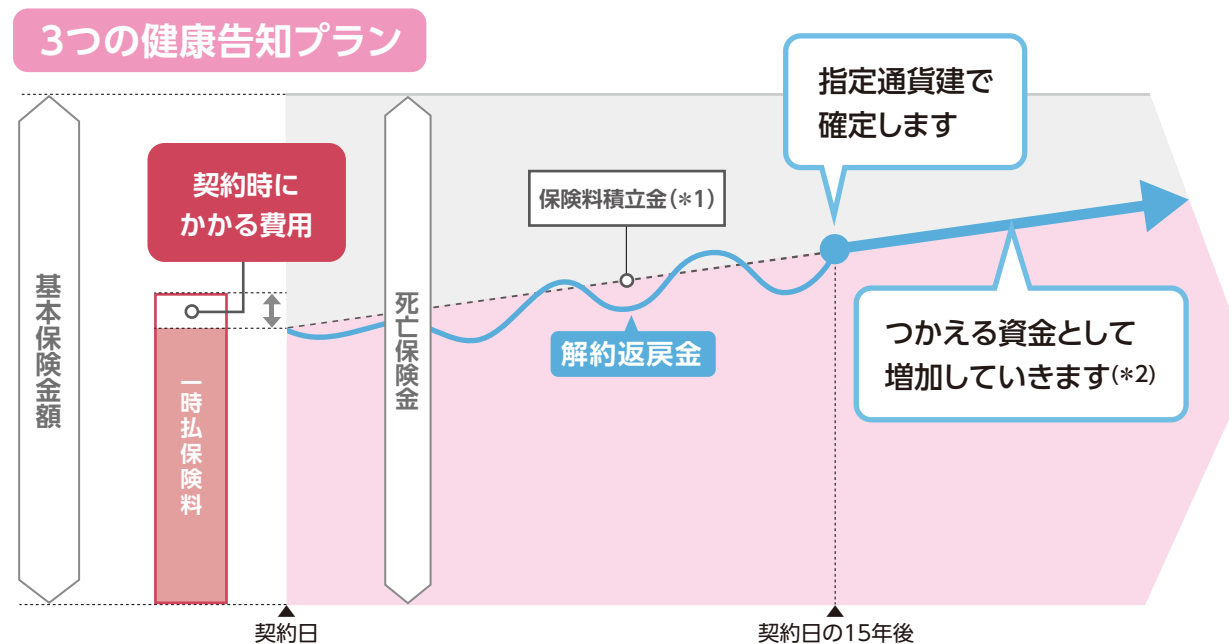
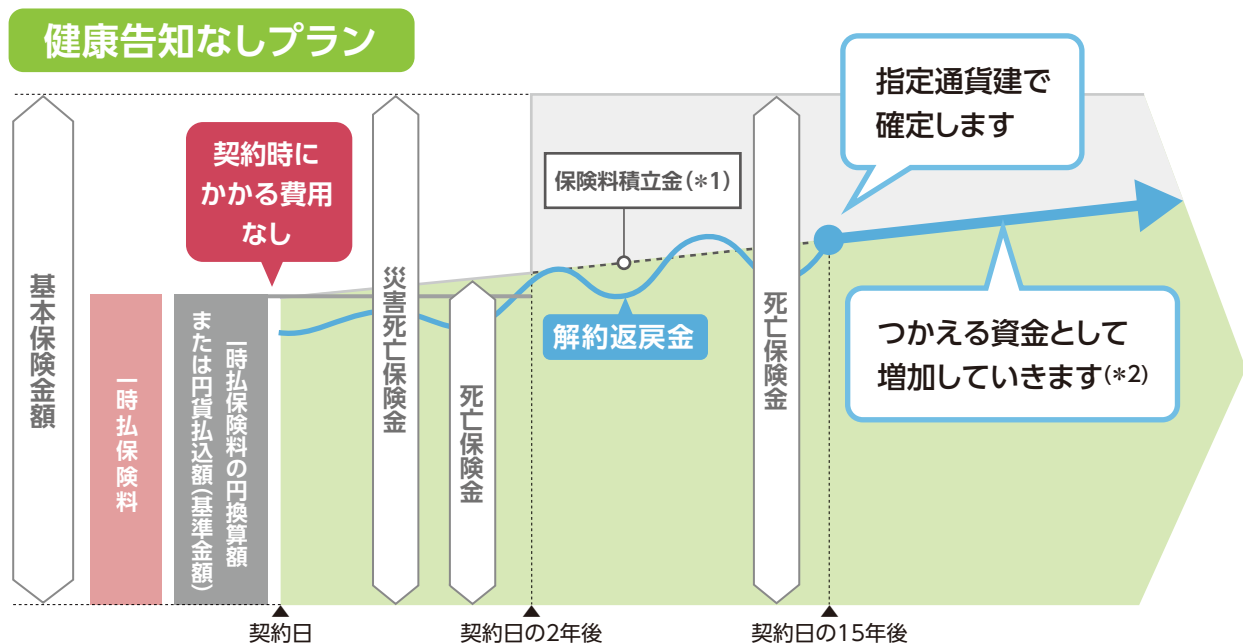
⚠ ●一時払保険料、基本保険金額、死亡保険金、保険料積立金、解約返戻金はすべて指定通貨建です。死亡保険金を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。また、市場価格調整等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあり、**それぞれ損失が生じるおそれがあります。** 詳細はP11・12「リスクについて」をご確認ください。

15年経過以後の解約返戻金額は ご契約時に指定通貨建で確定します。



- 基準金額以外は指定通貨建です。解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。
- <健康告知なしプラン>では市場価格調整および解約控除等により、また、<3つの健康告知プラン>では市場価格調整および契約時にかかる費用等により、それぞれ解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。詳細はP11・12「リスクについて」をご確認ください。

■解約返戻金のしくみ図(イメージ)



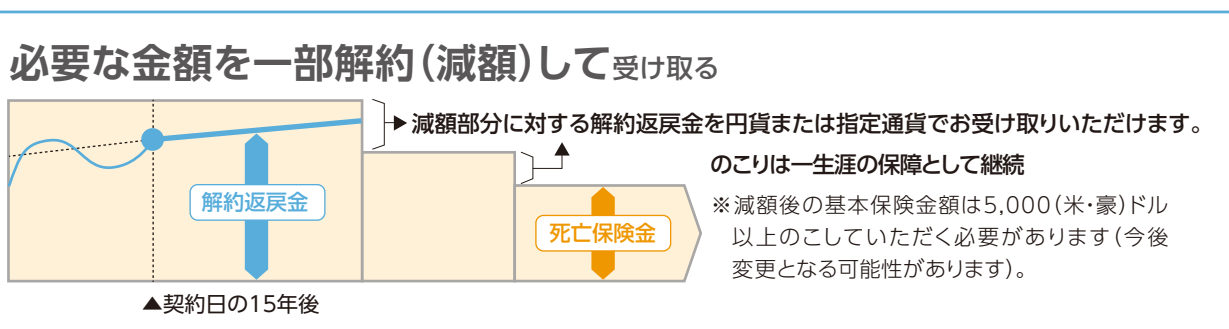
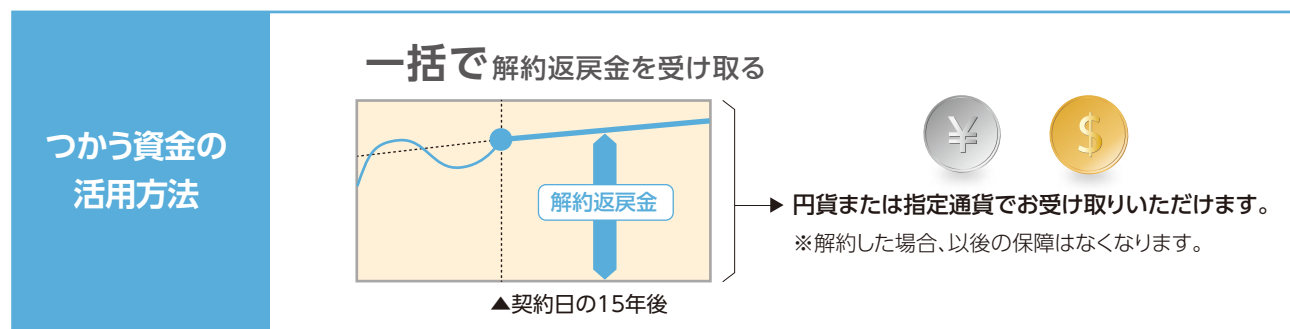
●【解約控除】解約返戻金を計算する際の所定の控除率(一時払保険料相当額に乘じる割合)

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上	
控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%	

参照 P17・18「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

契約時にかかる費用 一時払保険料に4.5%を乗じた金額を上限とします。
※予定利率、被保険者の年齢によって異なります。

参照 P17・18「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。



(*1) 保険料積立金とは、将来の保険金などをお支払いするために積み立てておくお金のことで、保険料積立金額をもとに解約返戻金額を計算します。また、保険料積立金は予定利率を適用し計算します。ただし、死亡保障等に必要な費用を差し引くため、単に予定利率に応じて複利で増加するものではありません。よって、予定利率は実質的な利回りとは異なります。

(*2) 基本保険金額が上限となります。

重度介護前払特約

- 「重度介護前払特約」を付加すると、ご契約から2年経過後、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて「重度介護前払保険金」を被保険者にお支払いします(*1)。
- 「重度介護前払保険金」は、請求額から請求日における所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。

重度介護前払保険金は**非課税**(*1)でお受け取りいただけます。

特約保険料は**無料**です。

(*1) 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。
 ※ご請求額は、被保険者おひとりにつき、住友生命の他のご契約と通算して住友生命の定める金額を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります(2024年4月現在は通算1億円です)。

【詳細】 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 6」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

被保険者代理人が受け取ることもできます

認知症により介護が必要になった場合など、ご自身による財産管理が難しくなり、介護費用の引き出し等が困難となる可能性があります。



被保険者代理人をあらかじめご指定いただいております、受取人が保険金を請求する意思表示ができないなどの場合、**被保険者代理人が請求し、受け取ることもできます。**

【参照】 P15・16をご確認ください。

● 税務にかかわる説明は2024年4月現在の内容で、**将来変更されることがあります。**なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン



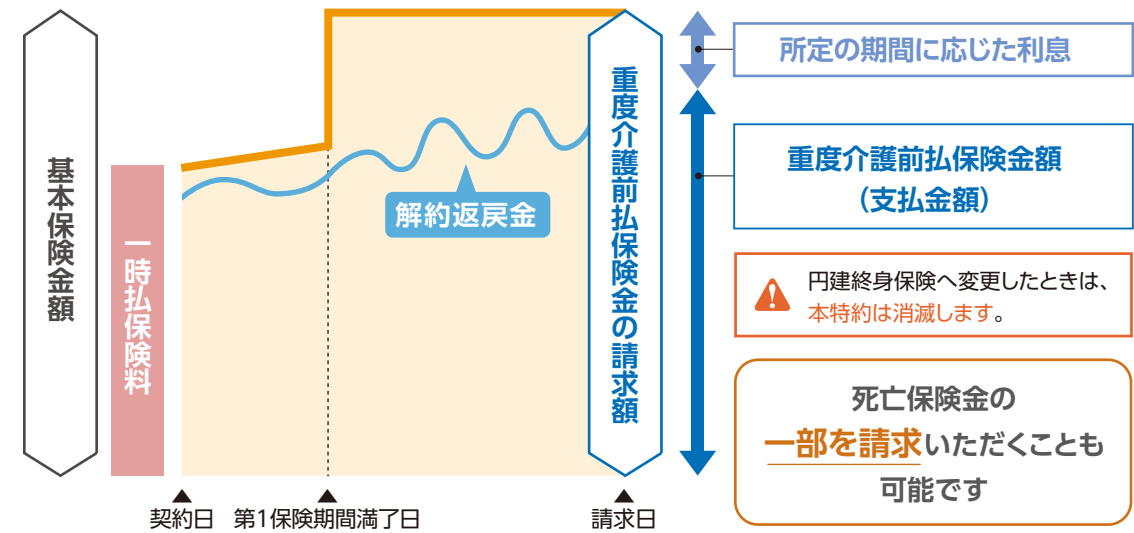
しくみ図(イメージ)

<健康告知なしプラン>に【重度介護前払特約/初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

ご契約例	契約年齢	指定通貨	一時払保険料	予定利率	2年経過以後の死亡保険金額(*2)
	50歳・女性	米ドル	100,000米ドル	4.50%	375,070米ドル

(*2)記載の数値は基本保険金額です。

※重度介護前払保険金は指定通貨建 です。



●70歳または85歳の時に
 重度介護前払保険金の請求額として基本保険金額と同額を請求された場合

契約年齢	請求時の年齢	重度介護前払保険金額(支払金額)	ご参考		
			請求額から差し引かれる所定の期間に応じた利息(*3)	請求時の死亡保険金額(基本保険金額)	請求時の解約返戻金額
50歳	70歳	225,093米ドル	149,977米ドル	375,070米ドル	184,384米ドル
	85歳	300,975米ドル	74,095米ドル	375,070米ドル	276,764米ドル

※「所定の期間に応じた利息」は1米ドル未満を切り上げ、「請求時の死亡保険金額」「重度介護前払保険金額(支払金額)」「請求時の解約返戻金額」は1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

(*3) 所定の期間に応じた利息は、ご契約に適用される予定利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の利率等により異なります。また、重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合でも、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。

● 重度介護前払保険金を円貨で受け取る場合、請求時の為替レートで円換算するため、**為替レートの影響を受けます。**

リスク について (必ずご確認ください)

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン

<健康告知なしプラン>で【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】(ドル未満を切り捨てて記載しています。)

ご契約例	契約年齢	指定通貨	払込金額	一時払保険料(*1)	予定利率	市場価格調整用利率	基本保険金額 A	15年経過時点の解約返戻金額 B
	60歳・女性	米ドル	1000万円	71,428米ドル	4.50%	4.50%	194,648米ドル	111,124米ドル

(*1)住友生命所定の為替レートを1米ドル=140円とし、1000万円を71,428米ドルに換算しています。

詳細 予定利率については「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 2」を、市場価格調整用利率については「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 8」をご確認ください。

(災害)死亡保険金、解約返戻金を円貨で受け取る場合等には、請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。

円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を**下回ることがあります。**

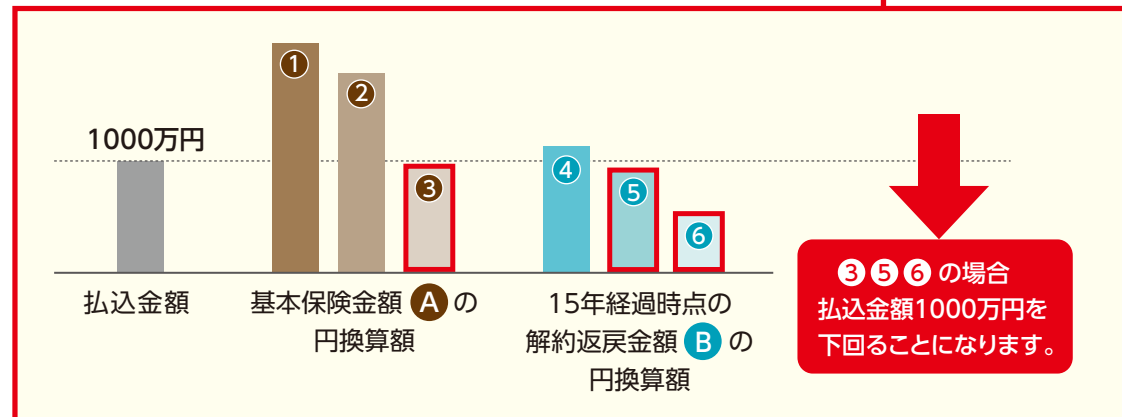
<上記ご契約例に基づいた為替リスクの例> (万円未満を切り捨てて記載しています。)

請求時の住友生命所定の為替レート	基本保険金額 A の円換算額	15年経過時点の解約返戻金額 B の円換算額	
円安	150円の場合	2919万円	1666万円
ご契約時と同じ	140円の場合	2725万円	1555万円
円高	100円の場合	① 1946万円	④ 1111万円
	89円の場合(*2)	② 1732万円	⑤ 989万円
	51円の場合(*2)	③ 992万円	⑥ 566万円

円高により払込金額を下回る例

(*2)15年経過時点の解約返戻金額、基本保険金額の損益分岐レートを記載しています。

<円高時の円貨での受取りイメージ> (払込金額と①~⑥の金額の比較。)



安心ポイント

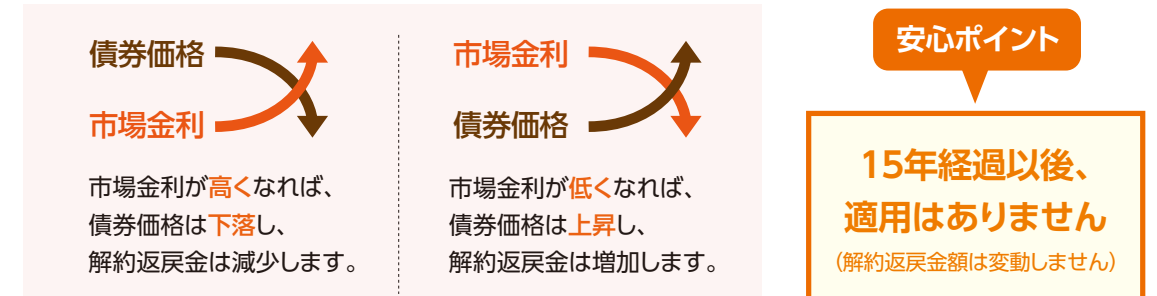
「円建終身保険変更制度」「目標到達時円建終身保険変更特約」によって円建で(災害)死亡保険金額・解約返戻金額を確定させることができます。

詳細 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 6」をご確認ください。

市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

市場価格調整とは

この保険は、一時払保険料を住友生命が各指定通貨建の債券などで運用していますが、債券の価格は市場金利の変動に応じて変動します。この価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみを「市場価格調整」といいます。一般に市場金利と債券価格の相関は下図のとおりです。



このように、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

解約控除とは

健康告知なしプラン

※<3つの健康告知プラン>には解約控除はありません。

安心ポイント

解約または減額(一部解約)された場合や円建終身保険に変更する場合にご負担いただく費用です。その費用は解約返戻金を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を一時払保険料相当額に乗じた金額となります。

10年経過以後、適用はありません

<上記ご契約例に基づいたご契約から1年経過時点の解約返戻金額例>

市場価格調整用利率	ご契約時より1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より1%低下
1年経過時点の解約返戻金額	61,399米ドル	70,615米ドル	81,254米ドル

上記解約返戻金額には解約控除として**3,215米ドル(*3)**が控除されています。

(*3)一時払保険料相当額71,428米ドル×所定の控除率4.5%で算出。ドル未満を切り上げて記載しています。

参照 P17・18「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

(ドル未満を切り捨てて記載しています。)

市場価格調整および解約控除等により一時払保険料を下回る例

健康告知なしプラン

<3つの健康告知プラン>では初期死亡時円換算支払額最低保証特約の取扱いはありません。

ご契約当初2年間の死亡保障について円高リスクを避けたい方

円建最低保証

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を「付加しない場合」と「付加した場合」の違いをご確認ください。

ご契約例	契約年齢	払込通貨	払込金額(基準金額)	指定通貨	一時払保険料(*)	予定利率
	60歳・女性	円貨	1000万円	米ドル	71,428米ドル	4.50%

(*)住友生命所定の為替レートを1米ドル=140円とし、1000万円を71,428米ドルに換算しています。

ご契約当初2年間(第1保険期間)の死亡保険金の受取り例

ご契約から1年経過時点の死亡保険金額(米ドル建)		住友生命所定の為替レートによる円換算額			
		130円の場合	140円の場合	150円の場合	
初期死亡時円換算支払額最低保証特約	付加しない場合	73,861米ドル	960万円 1000万円を下回ります	1034万円	1107万円
	付加した場合	73,830米ドル	1000万円	1033万円	1107万円

※ドル未満、万円未満を切り捨てて記載しています。
また、数値は保険料積立金相当額を記載しており、保険料積立金相当額よりも解約返戻金相当額の方が大きい場合、死亡保険金額は解約返戻金相当額となります。

1000万円(基準金額)を保証します

円高でも安心

- 本特約を付加した場合、ご契約当初2年間(第1保険期間)は**最低保証に必要な費用**を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は**小さくなります**。
- 「付加しない場合」と「付加した場合」の基本保険金額の違いは「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

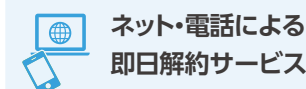
- ご契約から2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金のお支払いについて、**基準金額の最低保証はありません**。また、解約返戻金については**ご契約当初より最低保証はありません**。
- 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

ご契約後の安心サービス

電話・パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

スマセイダイレクトサービス

タイミングを逃さず解約をしたいとき



ネット・電話による即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額(*1)(*2)をご指定の口座に送金(*3)します。

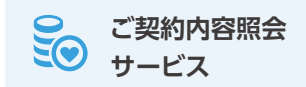
- (*1)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
- (*2)請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。
- (*3)請求日の3~4営業日後に特定取引口座に送金します。

お申込み時に「スマセイダイレクトサービス特定取引口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間

インターネット	(平日) 午前11時~午後11時45分
電話 (0120-506081)	(平日) 午前11時~午後6時

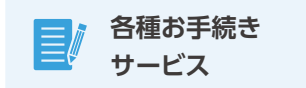
契約内容の確認やお手続きをしたいとき



ご契約内容照会サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。
[為替レート掲載予定時間] ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

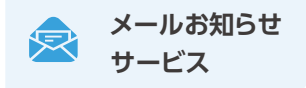
米ドル 午前10時00分頃 豪ドル 午前10時40分頃



各種お手続きサービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

解約返戻金の増減を確認したいとき



メールお知らせサービス

ご契約から6か月経過以後、解約返戻金の円換算額(*4)が基準金額(*5)から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。
(*4)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
(*5)一時払保険料の円換算額または円貨払込額。

マイナンバー(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

【スマセイダイレクトサービスお申込み方法について】

- ①ご契約時にあわせてお申し込みください。
- ②「スマセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- ③住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スマセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからもログイン画面へアクセス可能です。



※スマセイダイレクトサービスの内容について記載した「スマセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。

※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。



スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」 「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 契約者 OK ご家族はできません	A ご家族登録サービス 登録されたご家族 OK
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 契約者 OK ご家族はできません	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示ができなくても... 契約者代理人 OK
保険金等の請求	被保険者が意思表示できず、 保険金等を請求できない。 被保険者(*1) OK ご家族はできません	C 被保険者代理制度 被保険者が請求する意思表示ができなくても... 被保険者代理人 OK

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



- ・ 契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
- ・ 住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
- ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、被保険者には③について同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



(*2) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。

※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- 住所変更
- 基本保険金額の減額
- 解約

対象外となるお手続き

- 保険金等の受取人の変更
- 契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**重度介護前払保険金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**重度介護前払保険金等のご請求**をすることができます。
- **重度介護前払保険金等**を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。



(*4) 被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者のためにご使用いただけます。

※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

詳細 ▶ 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 6」をご確認ください。

必ずご確認ください。

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

契約時にかかる費用^{(※1)(※2)}

3つの健康告知プラン

一時払保険料に4.5%を乗じた金額を上限として、契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。

(※1) この費用は、予定利率、被保険者の年齢によって異なりますので表示しておりません。

(※2) <健康告知なしプラン>には契約時にかかる費用はありません。

保険期間中にかかる費用^(※3)

契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障等に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています。

(※3) これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢等によって異なりますので表示しておりません。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合^(※4)

健康告知なしプラン

第1保険期間中は、上記の費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お支払いいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

(※4) <3つの健康告知プラン>の場合、本特約は付加できません。

重度介護前払保険金を請求する場合

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(請求額)から差し引きます。

解約や円建終身保険へ変更等する場合^(※5)

健康告知なしプラン

解約返戻金額を計算する際は、一時払保険料相当額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。

[所定の控除率]

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

契約日からの経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%

(※5) <3つの健康告知プラン>には解約控除はありません。

通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(※6)
死亡保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※7)	TTM ^(※8) -50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※8) +50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(※8) +25銭 ÷ 払込通貨のTTM ^(※8) -25銭

(※6) 住友生命所定の為替レートは2024年4月現在のものです。今後変更することがあります。

(※7) <健康告知なしプラン>において初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※8) TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場):お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

・TTB(対顧客電信買相場):お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

健康告知なしプラン

契約当初10年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

3つの健康告知プラン

一時払保険料から契約時にかかる費用を差し引いています。市場価格調整および契約時にかかる費用等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、請求時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

- **円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。**
- **円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。**

また、次の点もご確認ください。

- 為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- 保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

ご契約の諸基準について

プラン名	健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン										
契約年齢(*1)	30歳～90歳	15歳～90歳										
払込金額の取扱単位	米ドル:1セント単位 豪ドル:1セント単位 円貨:1万円単位											
最低払込金額	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円											
最高保険金額(*2)	被保険者の契約年齢	15歳～59歳	60歳～69歳	70歳～90歳								
	保険金額	10億円	14億円	18億円								
告知書扱加入限度額(*3)	—			上記の最高保険金額の範囲内かつ{(基本保険金額) - (一時払保険料)}が下記の範囲内であることが必要です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>(基本保険金額) - (一時払保険料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15～39歳</td> <td>2800万円</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>1900万円</td> </tr> <tr> <td>50～90歳</td> <td>1100万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約年齢	(基本保険金額) - (一時払保険料)	15～39歳	2800万円	40～49歳	1900万円	50～90歳	1100万円
契約年齢	(基本保険金額) - (一時払保険料)											
15～39歳	2800万円											
40～49歳	1900万円											
50～90歳	1100万円											
保険料払込方法	一時払いのみ											
告知	職業のみの告知	3つの健康告知(職業告知あり)										
保険期間	終身											

- (*1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
- (*2) 申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、基本保険金額を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけません。
- (*3) 申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、{(基本保険金額) - (一時払保険料)}を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけません。

参照 3つの健康告知についてはP5・6をご確認ください。

- **次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。**
指定通貨 / 払込金額 / 付加している特約 / 被保険者の性別・生年月日
- **告知書扱加入限度額の基準を満たさない場合にはお申込み後に調整させていただくことがあります。**
また、予定利率、性別、年齢、為替レート等によって、上記記載の最低払込金額や告知書扱加入限度額の条件を満たさない場合でも、お申し込みいただけることがあります。

 **金利情勢によっては、新規契約の取扱いができないことがあります。**

